

○聖籠町補助金等評価調査委員会条例

平成24年9月19日

条例第18号

改正 令和2年3月13日条例第2号

(設置)

第1条 聖籠町が交付する補助金等の現状を調査し、今後の補助金等の基本的なあり方を検討するとともに、補助事業等の外部評価を実施することにより、補助金等の適正かつ効果的な交付を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項の規定に基づき聖籠町補助金等評価調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「補助金等」とは、法第232条の2の規定により町が町以外の者に対して交付するもののうち、次に掲げるもの（法令又は国県の基準に基づき交付するものを除く。）をいう。

- (1) 補助金
- (2) 利子補給金
- (3) その他相当の反対給付を受けないで交付する給付金

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 町長の諮問に応じ、補助金等の現状を調査するとともに、今後の補助金等の基本的なあり方を検討し、その結果について答申すること。
- (2) 町長の諮問に応じ、補助事業等を評価し、当該事業に係る補助金等の交付の適否について答申すること。
- (3) 補助金等の適正かつ効果的な交付に関し必要があると認めた場合において、町長に意見を具申すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員7名以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般町民
- (3) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第5条 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総合政策課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月13日条例第2号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。